

平成29年度 第2回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時：平成29年11月16日（木）

13時30分～15時00分

場所：本庁舎2階 第5委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事
 - ・屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて
 - ・禁止地域を見直す公園の方針等について
 - ・高速道路・新幹線から展望できる地域（禁止地域）の取扱いについて
4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

審議事項

資料1：屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

資料2：禁止地域を見直す公園の方針等について（都市公園）

資料3：禁止地域を見直す公園の方針等について（自然公園（作並温泉））

資料4：高速道路・新幹線から展望できる地域（禁止地域）の取扱いについて

仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会委員名簿

(平成29年 10月 2日現在)

氏名	所属・役職	備考
とちくぼ まさゆき 杼 窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合常任相談役 (株)アキバ商会代表取締役	審議会委員
なみき なおこ 並木 直子	(株)ユーメディア メディア本部 メディア開発チーム 2グループ 副長	専門委員
ばば 馬場 たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 准教授	審議会委員
ふなびき としあき 舟 引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授	専門委員
みやはら ひろみち 宮原 博通	(有)地域環境デザイン研究所 所長	審議会委員

(五十音順, 敬称略)

平成 29 年度 第 2 回屋外広告物部会

1. 前回の部会について

- ・「屋外広告物施策のこれまでの取組み」「屋外広告物部会の進め方」について説明
〔 特例許可、市が指定する公園の禁止地域の解除、展望する地域の取扱いなど、
今後、部会で意見をいただく内容についても概要を説明 〕
- ・部会での意見は、「特例許可を判断するための考え方や基準が必要」「公園の禁止地域の除外を判断していくための仕組みづくりが必要」など
- ・展望する地域の取扱いは宮城県を取扱いを参考に整理することを確認

2. 今回の議事と概要

①屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて資料 1

概要：今後、特例許可の審議を行っていくため、判断の基本的な考えを整理

②禁止地域を見直す公園の方針等について

(1) 都市公園資料 2

概要：今後、禁止地域を見直す都市公園を検討していくためにあたっての、
方針や条件などについて整理

(2) 自然公園（作並温泉）資料 3

概要：作並温泉における禁止地域の見直しの内容と今後の進め方（案）

③高速道路・新幹線から展望できる地域（禁止地域）

の取扱いについて資料 4

概要：仙台市での規制内容と今後の取扱い（案）（報告）

※取扱い（案）は昨年に定めた宮城県の取扱いとの整合を図ったもの

屋外広告物条例の特例許可の取扱いについて

1. これまでの経過

- ・「これからの屋外広告物施策のあり方について」の提言には特例許可の活用もあり、特例許可に関して一部条例改正を行い、特例許可の審議を部会対応とすることを整理
- ・今回の部会では、特例許可の判断の基本的な考え方や部会での議論の視点を説明し、部会の意見を聞いたうえで、特例許可の取扱いをまとめる

2. 特例許可の屋外広告物条例上の位置づけ

第10条 許可基準に適合しない場合でも、特に必要と認めるときは、許可することができる

第12条 特に必要と認めるときは、禁止地域や禁止物件であっても、許可することができる

※いずれの場合も審議会（部会）の意見聴取が必要

3. 特例許可の判断の基本的な考え方

- ・下記のいずれかの視点でみて特に必要と認められるもので、かつ良好な景観の形成に影響ないものは特例許可とする。

① 公益性・社会貢献

（例：地域や市民にとって必要なものである、地域の利便性向上のため必要なものである）

② 地域まちづくりへの還元（例：まちづくりや地域活動に還元されるものである）

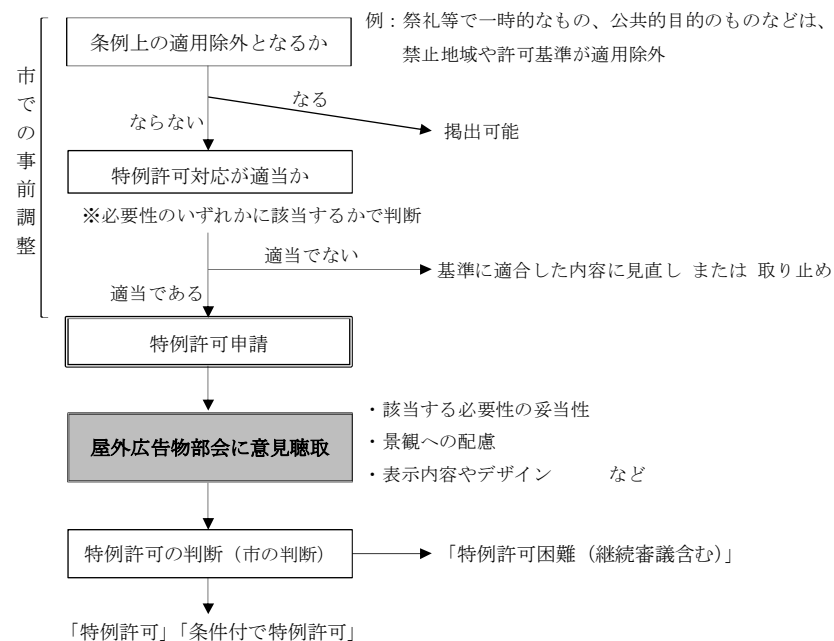
③ イメージアップ・活性化（例：まちの魅力向上や賑わい向上に資するものである）

④ 期間限定の表示（例：イベントなどのために一時的に表示するものである）

※上記以外の視点で特に必要となるような場合は部会で審議のうえ判断する

- ・部会では、上記視点による必要性の妥当性、景観への配慮、デザイン等に関して意見をいただく
- ・部会を踏まえ「特例許可」「条件付で特例許可」「特例許可困難（継続審議含む）」の判断をする

4. 特例許可の手続き・判断の流れ



◎想定事例（参考）

(1) 禁止物件の特例許可

高架構造物の柱や壁面等に、収益を地域に還元（維持管理や賑わいづくり）することを目的としたエリアマネジメント広告を掲出する（必要性：地域まちづくりへの還元、活性化）



※他都市を参考としたイメージ

(2) 禁止地域の特例許可

第一種低層住居専用地域である住宅地に、建築基準法の特例許可を得て、日用品の店舗を立地するにあたり、一定規模の店舗名表示や駐車場案内を掲出する（必要性：公益性）

(3) 許可基準の特例許可

ビル壁面に、地域の魅力や活動を表現した絵や写真を一時的に出すにあたり、視認性やデザイン上許可基準の面積を超過する（必要性：イメージアップ、期間限定の表示）



※他都市を参考としたイメージ

禁止地域を見直す公園の方針等について（都市公園）

1. これまでの経過

- 都市のにぎわいや魅力向上を公園からも図っていくため、市長が指定した都市公園は禁止地域を解除できるよう条例を改正
- これまでの景観総合審議会での意見を踏まえ、禁止地域を解除する公園の条件や良好な景観を誘導する方策について、部会の意見を聴きながら進めていくこととしている
- 今回の部会では、禁止地域を見直す都市公園の方針や条件などを説明し、部会の意見を聴いたうえで整理し、今後の具体的な案件での検討につなげていく

2. 本市の公園施策

- みどりの基本計画「魅力ある公園づくりプロジェクト」を推進するため、「仙台市公園マネジメント方針（H29～32年度）」を今年5月に作成
- 方針の中の「都市のにぎわい創出～仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり～」の基本施策として、「①施設の利活用による魅力アップ」「②民間施設誘致による利用サービス向上」「③民間パートナーと連携した新たな運営管理」

3. 禁止地域見直しの方針

- 対象は「都市のにぎわい創出」の1つとして位置づける公園とする
- 民間のイベント等での利用、民間施設の誘致、民間パートナーとの連携を進めていく中で、一定の屋外広告物の掲出も必要と認められる場合、見直しの検討を行う
※第一種低層住居専用地域など別途禁止地域となっている場合は除く（特例許可で検討）
- 下記のいずれかの点に該当するかで、必要と認められる場合の判断をしていく

①施設の運営のため必要

（例：公園内の民間施設の施設名称などが7㎡を超える）



②利用者の利便性向上のため必要

（例：公園内の民間施設の案内表示が計7㎡を超える）



③公園の維持管理等に費用を充当するため必要

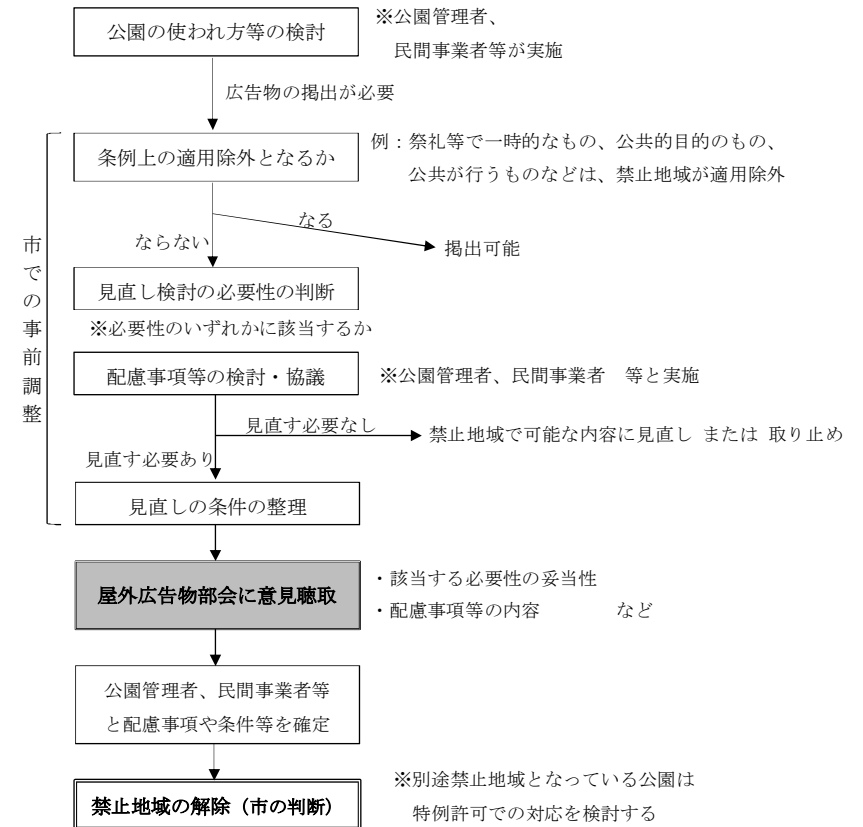
（例：民間施設のネーミングライツやイベントの協賛企業の収入を維持管理等に還元）

④公園の魅力や賑わい向上のため必要

（例：公園内の民間管理の部分のイメージアップのイラスト表示が計7㎡を超える）

- 見直しの検討にあたっては、必要性や妥当性だけでなく、各公園の特色を踏まえた、色彩（例：使用色、使用数）、表示方法（例：高さ、設置場所）、デザイン、貢献（例：案内の併設）などの配慮事項等についても、あわせて検討する
- 表示・掲出する広告物は、都市公園条例の中で設置できる範囲とする（右記参照）

4. 禁止地域の見直しの流れ



【公園における広告物規制の概要】

本市都市公園条例では広告の表示を禁止としているが（条例第5条）、公園管理者以外の公園施設、占有物件、公園での行為に関わるものとして許可をうけたものは掲出できる

	都市公園条例	屋外広告物条例	
		禁止地域（現行）	第二種許可地域※
①民間施設の施設名称や施設に関連したイラスト	○	△ （計7㎡以内）	○
②露店や出店などの名称表示	○	△（1台7㎡以内）	○
③イベントの協賛企業の表示	△（商品宣伝は×）	△（祭礼等に限り）	○
④ベンチ等の寄贈者の表示	○（表示内容要協議）	△（面積基準あり）	○
⑤一般宣伝広告（広告板等）	×	×	○

※第二種許可地域の基準に適合する必要がある

禁止地域を見直す公園の方針等について（自然公園（作並温泉））

1. これまでの経過

- ・作並温泉は、自然公園の中の「普通地域」(※)として一定の産業活動を認められ、旅館や店舗などが立地する観光地（温泉地）であるが、自然公園が禁止地域のため、施設名が限定的にししか出せない、敷地外の案内の看板が出せないという状況

※普通地域の部分のみ景観計画の行楽地ゾーンとなっている（他は山並み緑地ゾーン）

- ・景観総合審議会において、規制（禁止地域）と実態（観光地）があわない作並温泉について、禁止地域を見直し第一種許可地域とする（※）ことを説明し、見直す方向性で整理

※条例上は市長が指定する区域は禁止地域を除外することが可能

※都市計画区域外のため禁止地域除外で自動的に第一種許可地域

- ・景観総合審議会では、作並の魅力を高め、もてなしの演出を図る広告物のあり方についても、地元の方々とあわせて検討した方がいいとの意見もいただいている
- ・今年度から、作並温泉組合への説明など見直しに向けて検討しているが、今回の部会では、今後の進め方（案）などを説明し、部会での意見も踏まえ、さらに作業を進めていく

2. 見直しの概要

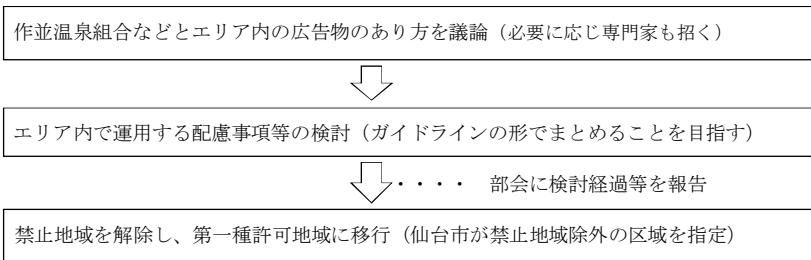
第一種許可地域は、自家用、案内用などの広告物が一定規模まで可（貸し看板は引き続き禁止）

広告物の種類	禁止地域	第一種許可地域
施設名表示（自家用）	合計7㎡以下	独立：高さ5m以内、1面5㎡以内
施設管理上の表示（管理用）	合計7㎡以下	壁面：1/6以内 など
敷地外案内看板（案内用）	不可	※同一施設の案内は各々500mを超えて離す
貸し看板（営業用）	不可	不可
公共が設置する案内等	可	可

*基準のうち主なものを記載

3. 今後の進め方（案）

※今後、地元の方々とも調整が必要

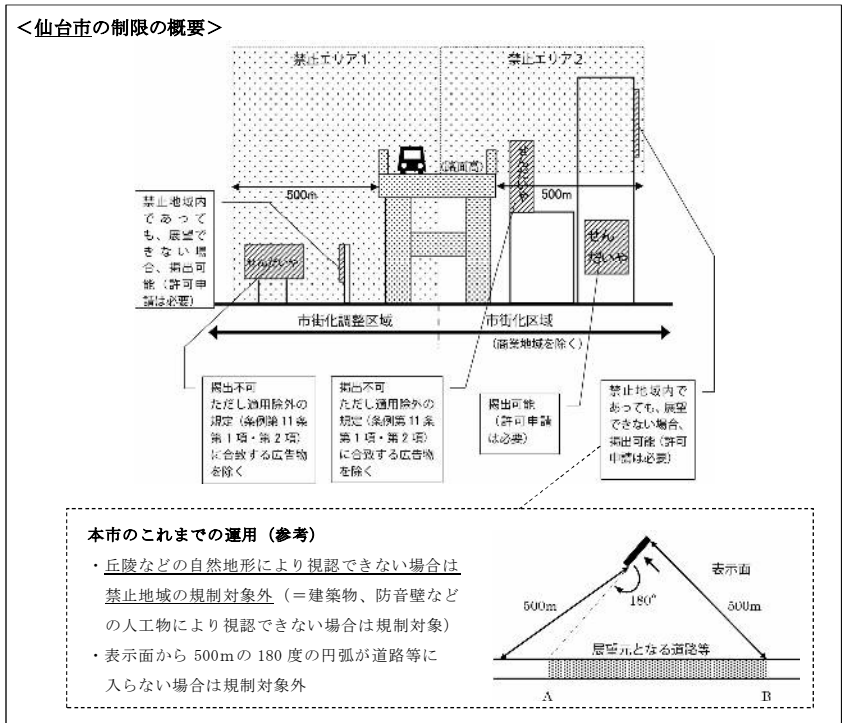


案内用 or 自家用：高さ5m以下、面積1面5㎡以内

高速道路・新幹線から展望できる地域（禁止地域）の取扱いについて

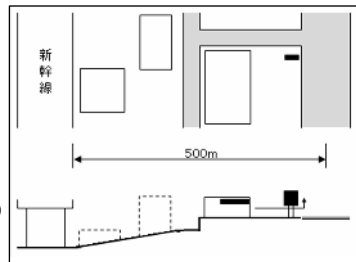
1. 経過と制限の概要

- 平成元年：仙台市屋外広告物条例の制定（政令市移行にともない宮城県条例を引継ぐ形）
＝東北自動車道と新幹線（市街化区域以外）から500mの範囲が禁止地域
- 平成14年：条例改正（土地利用の特性などを踏まえた許可地域の細分化や、良好な景観等の保全を図る観点での低層住居専用地域や広瀬川環境保全区域などへの禁止地域の拡大）
＝高速道路全線（南部道路等を追加）と新幹線から500mの範囲について、商業地域以外の市街化区域も含めて禁止地域とする（市街化区域は路面高さ以上）



2. 現状の課題

路面高さと当該エリアの高低差がないところ、既に多くの建物が立地しているところなどでは、施設の案内などで必要な広告物が、明らかに見えないうち、高速道路等からの景観を阻害しないものであっても、制限される場合がある（自家用広告物7㎡しか出せない）



3. 対応方針

- 良好な景観の保全と必要機能の適切なバランスを図るため、高速道路等からの景観を大きく阻害しない広告物を例外的に許容する運用、「視認できない広告物」の取扱い基準を定める
- 内容は、昨年に宮城県が定めた取扱いと整合をはかったものとする

4. 取扱い（案）

以下の判断基準について、表示者・設置者による確認資料の提出により確認する

- 障害物による遮蔽（自然物だけでなく、仮設でない人工物も遮蔽物とする）
- 表示面の向き（本市のこれまでの取扱いに加え、裏面と高速道路等からの垂直線の角度）
- 表示内容の判別（最大の一文字又はイメージ等の高さ又は幅の最大値に対する距離）

